



東京都地域医療医師奨学金 (特別貸与奨学金) のご案内

—令和8年度(2026年度)入学生用・杏林大学—

目 次

1 制度の概要	1
2 申込方法	3
3 奨学金被貸与者の決定及び手続方法	3
4 奨学金の貸与方法	4
5 奨学金貸与期間中の支援について	4
6 申込みに当たっての注意事項	4
○ 記入方法	5
○ 東京都地域医療医師奨学金貸与条例	7
○ 東京都地域医療医師奨学金貸与条例施行規則	10
○ 東京都地域医療医師奨学金貸与要綱	12

(注意)

学校法人杏林学園 杏林大学が実施する「東京都地域枠入学試験」は、東京都地域医療医師奨学金(特別貸与奨学金)制度による奨学金の貸与を前提として実施しています。

受験希望者は、所定の必要書類を、杏林大学医学部の「東京都地域枠入学試験」の出願書類と一緒に、杏林大学に提出してください。

東京都保健医療局医療政策部医療人材課人材計画担当

電話 03(5320)4552

※一定の条件を満たしたとき、奨学金の返還が免除されます。

1 制度の概要

東京都地域医療医師奨学金（特別貸与奨学金）制度は、「将来、医師として東京都の地域医療に貢献したい」と考えている医学部生に対して東京都が奨学金を貸与する制度です。これは、学校法人杏林学園 杏林大学医学部（以下「大学」という。）が実施する「東京都地域枠入学試験」により大学に入学した医学部生全員に対し必ず、修学費として入学金、授業料、実験・実習費及び施設・設備費を全額並びに生活費として、月額10万円を貸与するものです。

医師国家試験に合格し、奨学金貸与期間の1.5倍の期間（9年間。2年間の臨床研修期間を含む。）、**小児医療、周産期医療、救急医療又はべき地医療のいずれかの領域で、東京都が指定する医療機関において、医師として従事したとき、奨学金の返還が免除されます。**

なお、奨学金の返還が免除されるまで、東京都は大学等と連携し、東京都の地域医療に関する理解を深めるための研修等により支援していきます。

（1）申込資格

次の①から④までの条件を全て満たす必要があります。

① 次の（ア）又は（イ）いずれかの条件を満たす者

（ア）大学入学試験出願時に東京都内に住所を有する者

※「住所を有する」とは、住民登録上の住所に居住実態があることを指します。都内の住所に住民登録されていても、実際には都内に居住していない場合は対象外です（全寮制の都外の高校に在学中など）。

（イ）都内の高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の高等部を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）

② 大学が実施する東京都地域枠入学試験の出願資格を満たし、出願する者

③ 大学に入学する意思があり、大学が実施する東京都地域枠入学試験に合格したときには入学することを確約できる者

④ 将来、奨学金貸与期間の1.5倍以上の期間、小児医療、周産期医療、救急医療又はべき地医療のいずれかの領域で、東京都が指定する医療機関において、医師として従事しようとする意思があること。^{※1}

※将来、従事する領域は、奨学金の貸与を受けた学生（医師）が選択します。

なお、この奨学金の被貸与者は、同種の奨学金の貸与を受けることはできません。

（2）募集人数

大学が実施する東京都地域枠入学試験の合格者 10名（予定）

（3）貸与金額

修学費（入学金、授業料、実験・実習費及び施設・設備費の全額）と生活費を貸与します。

また、大学において、授業料、実験・実習費、施設・設備費の金額改定が行われた場合は、改定金額に合わせて奨学金の額を改定します。

		入学年度	2年次以降	6年間合計
修学費	入学金	150万円		3,700万円
	授業料	300万円／年	300万円／年	
	実験・実習費	100万円／年	100万円／年	
	施設・設備費	400万円／年	150万円／年	
生活費		10万円／月		720万円

(4) 貸与期間

令和8年4月から大学を卒業する月まで

ただし、休学しているとき、停学処分を受けているとき、留年により同一学年を再度履修している年度は、原則として貸与を休止します。

(5) 返還 ((6) 返還の猶予、(7) 奨学金の返還免除 以外の場合)

貸与期間終了後（卒業等）一月以内に、貸与を受けた奨学金の金額と所定の利子（年率10%）を合計した金額を返還することになります。

なお、返還すべき日までに返還されなかった場合は、年率14.6%の延滞利子が加算されます。

(6) 返還の猶予^{※2}

貸与期間終了後、次の①から④の期間は、返還を猶予します。

- ① 都内に所在する学校法人杏林学園 杏林大学医学部の付属病院で実施する初期臨床研修を受けているとき。^{※3}
- ② 初期臨床研修修了後、引き続き、小児医療、周産期医療、救急医療又はへき地医療のいずれかの領域で、東京都が指定する医療機関において、医師として従事しているとき。^{※1、4}
- ③ 医師国家試験に不合格だった場合、大学を卒業した日から2年以内に医師国家試験に合格し、免許を取得しようとする意思があるとき。
- ④ 災害、疾病、出産、育児、介護等により、医師として従事することができないと、東京都が認めたとき（通算して、原則4年間まで）。

※一定の要件を満たした場合には、例外的に、医師としての能力開発のための大学院進学又は留学が認められる場合があります。

(7) 奨学金の返還免除^{※2}

次の①から④までの条件を全て満たした場合に、奨学金の返還を免除します（初期臨床研修を2年間で修了した場合）。

- ① 医師国家試験合格後、速やかに医師免許を取得すること（大学卒業から2年を経過する日までに医師国家試験に合格すること。）。
- ② 医師免許取得後、直ちに、都内に所在する学校法人杏林学園 杏林大学医学部の付属病院において、初期臨床研修を行うこと。^{※3}
- ③ 奨学金貸与期間の1.5倍の期間（9年間）の1／2以上の期間（4年6ヶ月以上）は、小児医療、周産期医療、救急医療又はへき地医療のいずれかの領域で、都内の以下の医療機関において、医師として従事すること（従事する医療機関は、奨学金の貸与を受けた学生（医師）が選択します。）。^{※1、4}

〈医療機関〉

小児医療 小児科対応可能な休日・全夜間診療事業実施医療機関、
こども救命センター

周産期医療 周産期母子医療センター、周産期連携病院、多摩新生児連携病院

救急医療 救命救急センター又は都内に所在する独立した救急部門を持つ病院

へき地医療 山間・島しょ地域の町村立病院又は診療所（一部多摩地域の病院も可）

- ④ 9年間のうち、②及び③以外の期間は、都内の病院で小児医療、周産期医療、救急医療に、医師として従事すること。

なお、へき地医療を選択した者は都内の病院で自己の診療科に従事すること。

（勤務の例）周産期医療に従事することを選択した場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
②初期臨床研修	③の期間			④の期間	③の期間		④の期間	
都内の杏林大学 医学部の付属病院	都内の周産期連携病院	都内病院 の産科	都内の 周産期母子 医療センター	都内病院の 産科				

また、①から④までの期間中に、医師業務上の理由により死亡したり、医師業務に起因する心身の故障のために医師業務を継続することができなくなったりしたときなども、奨学金の返還を免除します。

- ※1 「医師として従事」とは、東京都が指定する医療機関において、継続的に勤務することをいい、大学院進学や研究生等は含みません。
- ※2 (6) 返還の猶予、(7) 奨学金の返還免除を受けようとする場合は、指定の書類を提出する必要があります。
- ※3 初期臨床研修を受ける病院は、都内の医師少数区域（東京都医師確保計画を参照）に所在する基幹型臨床研修病院等でも可能な場合があります。
- ※4 一定期間医師として従事した場合、都内の保健所等の公衆衛生部署又は東京都監察医務院で公衆衛生・法医学に従事可能なことがあります。

2 申込方法

(1) 提出書類

- ①特別貸与奨学金貸与申込書（別紙、第1号様式） 1部
- ②住民票の写し（コピー不可） 1部
 - ・申込者と同一世帯全員の記載があり、続柄の入った住民票（マイナンバーが記載されていないもの。3か月以内に発行を受けたものであること。）
- ③卒業証明書（卒業見込証明書を含む。）（東京都内に住所を有していない者のみ） 1部
- ④誓約書（特別貸与奨学金用）（別紙、第1号様式の2） 1部

(2) 提出方法

大学が実施する東京都地域枠入学試験の出願書類と一緒に、大学に提出してください。

（注）直接東京都が受け付けることはいたしません。

3 奨学金被貸与者の決定及び手続方法

(1) 奨学金被貸与者の決定方法

大学が実施する東京都地域枠入学試験において、東京都の地域医療に従事したいという強い意思を確認するための面接を行います。

最終的に、東京都地域枠入学試験に合格して、入学する者を奨学金被貸与者として決定します。

(2) 貸与決定後の手続きについて

東京都と貸与契約を締結します。

令和8年（2026年）2月25日（水曜日・予定）、東京都地域枠入学試験合格者（奨学金被貸与決定者）を対象に説明会を実施します。※参加必須です。

《貸与契約手続きに必要な書類》

- ①医師奨学金貸与契約書
- ②連帯保証人2人の印鑑登録証明書 各1通
- ③連帯保証人2人の所得を証する書類 各1通

連帯保証人は、一定の職業に就き、収入を得ていることが必要です。

- ・連帯保証人は、独立の生計を営んでいることが必要です。連帯保証人同士が同一生計の人は認められません。
- ・この奨学金において、既に他の被貸与者の連帯保証人になっている方は、新たに別の被貸与者の連帯保証人となることはできません。

医師奨学金貸与契約書には、連帯保証人の実印での押印が必要です。

貸与契約締結後、奨学金の貸与を開始します。

4 奨学金の貸与方法

奨学金のうち修学費は、大学が指定する期日までに、東京都が奨学金の貸与を受ける人に代わって大学に納入します。生活費は、本人名義の預金口座に振り込みます。

◇生活費の貸与時期（予定）

年12か月分を4回に分けて預金口座に振り込みます。

- | | | |
|-----|-------|------------|
| 1回目 | 5月中旬 | (4月～6月分) |
| 2回目 | 7月中旬 | (7月～9月分) |
| 3回目 | 10月中旬 | (10月～12月分) |
| 4回目 | 1月中旬 | (1月～3月分) |

5 奨学金貸与期間中の支援について

医学部在学中は、大学での通常のカリキュラムを履修していただくほか、東京都又は大学が指定する東京都の地域医療に関する講義や視察等のプログラムを受講していただきます。東京都の地域医療に関して実際に即した理解がより深められるように、大学と連携しながら支援していきます。

6 申込みに当たっての注意事項

- (1) 申込者は、本案内をよく読み、制度を十分に理解した上でお申し込みください。
- (2) 提出書類は、奨学金被貸与者を選考するための重要な書類です。遗漏のないように楷書で正確に記入してください。
また、記入不備や添付書類の不足があった場合、選考から除外する場合がありますので注意してください。
- (3) 提出書類は、貸与決定の可否にかかわらず返却いたしませんので御了承ください。

別記

第1号様式（第5条関係）

【記入方法】

※黒のボールペンで、楷書でていねいに記入してください。
消えるボールペンは使用しないでください。
※誤記、記入不備、遗漏のないように記入してください。
※年月日は、和暦で記入してください。（すべて共通）

特別貸与奨学金貸与申込書

令和 年 月 日

東京都知事殿

記入日を書き入れてください。

同意する場合は、☑してください。

↓申請者氏名を忘れずに記入してください。

申請者氏名

東京 太郎

特別貸与奨学金の貸与を受けたいので、東京都地域医療医師奨学金貸与条例施行規則第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

【申請に係る条件確認】 ※ 同意する場合は、☑してください。

- 同種の奨学金の貸与を受ける予定はありません。
- 東京都地域医療医師奨学金貸与条例第3条第1号に規定する大学が実施する入学試験に合格した場合に限り、特別貸与奨学金の貸与の適否を通知されることに同意します。

申請者本人	氏名(ふりがな)	東京 太郎 (とうきょう たろう) (戸籍のとおりに記入してください)				
	生年月日	(平成・昭和) 年 月 日生 (満 ____ 歳)				
	高等学校等	東京都立●●高等学校 卒業 ※略称ではなく、正式名称を記入してください。 ※卒業・卒業見込みのいずれかを○で囲んでください。 (所在都道府県 都・道・府・県)				
	住所	郵便番号 () 住民票記載のとおりに記入してください。				
	電話番号	日中、連絡可能な番号を記入してください。				
法定代理人 〔申請者が未成年の場合に記入〕	氏名(ふりがな)					
	生年月日	年 月 日生 (満 ____ 歳)				
	申請者との関係					
	住所	郵便番号 ()				
	電話番号					

関係書類

- 1 住民票の写し
- 2 卒業証明書（卒業見込証明書を含む。）（都内に住所を有していない場合）
- 3 誓約書

（日本産業規格A列4番）

【記入方法】

※黒のボールペンで、楷書でていねいに記入してください。
 ※誤記、記入不備、遗漏のないように記入してください。
 ※年月日は、和暦で記入してください。（すべて共通）

誓 約 書 (特別貸与奨学金用)

私は、東京都地域医療医師奨学金貸与条例第3条第1号に規定する大学の医学部入学試験に合格し、特別貸与奨学金の貸与決定を受けたときは、当該大学医学部に必ず入学し、東京都地域医療医師奨学金貸与条例及び東京都地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の規定を遵守し、学業に専念することを誓います。

また、医師免許取得後は、東京都の区域内の医師の確保が必要な地域や診療科等において同条例に規定する指定期間、医師として従事することを誓います。

令和　　年　　月　　日

記入日を和暦で書き入れてください。

氏名

住所

生年月日

必ず申請者本人が自署してください。

(平成・昭和)　　年　　月　　日

東 京 都 知 事 殿

(注) 必ず、申請者本人が自署してください。

(日本産業規格A列4番)

○ 東京都地域医療医師奨学金貸与条例 平成二十年東京都条例第八十七号

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 特別貸与奨学金(第三条—第十七条)
- 第三章 一般貸与奨学金(第十八条—第二十二条)
- 第四章 雜則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、東京都の区域内(以下「都内」という。)に所在する医師を養成する大学において医学を履修し、医師免許を取得しようとする者で、将来都内の医師の確保が必要な地域や診療科等において医師の業務に従事する意思を有するものに対し、地域医療医師奨学金を貸与し、これらの者の修学を容易にすることにより、都内の医師の確保が必要な地域や診療科等における医師の確保及び質の向上に資することを目的とする。

(奨学金の種類)

第二条 前条に規定する地域医療医師奨学金の種類は、次のとおりとする。

- 一 特別貸与奨学金
- 二 一般貸与奨学金

第二章 特別貸与奨学金

(定義)

第三条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 大学 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学のうち同法第八十七条第二項に規定する医学を履修する課程を有するものであって都内に所在するもののうち、知事が別に定めるものをいう。
- 二 高等学校等 学校教育法第一条に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)をいう。
- 三 指定期間 大学に入学する日の属する月の初日から大学を卒業する日の属する月の末日までの期間(第十二条第一項本文に規定する休学等の期間を除く。)(年を単位とし、一年に満たない端数がある場合には、これを一年とする。)の二分の三に相当する期間に、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の二に規定する臨床研修(以下単に「臨床研修」という。)を受けた期間から二年間を減じた期間を加えた期間をいう。
- 四 病院等 知事が必要と認める地域や診療科等ごとに別に定める病院及び診療所をいう。
- 五 指定期勤務 大学を卒業する日の属する年度から大学を卒業する日から起算して二年を経過する日の属する年度までの間に実施される医師法第九条に規定する医師国家試験(以下「国家試験」という。)に合格した後、速やかに医師免許(以下「免許」という。)を取得し、次号に掲げる期間を除き、直ちに、病院等において引き続き医師の業務に従事することをいう。
- 六 指定期勤務の中止期間 災害、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない理由(以下「やむを得ない理由」という。)があると認められる期間又は臨床研修後、五年以上指定勤務に従事した場合において、診療上の能力開発に資する理由があると認められ、かつ、学校教育法第九十七条の規定による大学院に進学している若しくは外国で診療、研究等に従事している期間(これらの期間を合算して四年間を上限とする。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。)をいう。

(貸与の資格)

第四条 特別貸与奨学金(以下「特別奨学金」という。)の貸与を受けることができる者は、申請時において次に掲げる要件を備えていなければならない。

- 一 都内に住所を有する者又は都内の高等学校等を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)であること。
- 二 大学に入学しようとする意思を有すること。
- 三 成績優秀にして、かつ、心身健全であること。
- 四 同種の貸与金を他から借り受けの予定がないこと。
- 五 指定期間以上の期間、指定勤務をしようとする意思を有すること。

(貸与金額)

第五条 特別奨学金の貸与額は、次に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額の合計額とする。ただし、第十二条第一項ただし書の規定の適用があるときその他必要があると認められるときは、知事は、特別奨学金の貸与額を減額することができる。

- 一 修学費 大学が定める納付金の額のうち、修学に必要な費用として知事が認めるもの
- 二 生活費 月額十万円

(貸与期間)

第六条 特別奨学金の貸与期間は、大学に入学する日の属する月の初日から大学を卒業する日の属する月の末日までとする。ただし、前条第一号に規定する費用については、大学に入学するために必要な費用を納付すべき義務が生じた日から貸与するものとする。

(特別奨学金の利子)

第七条 特別奨学金には、年率十パーセントの利子を付するものとする。

(貸与の申込み)

第八条 特別奨学生の貸与を受けようとする者は、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、知事に申し込まなければならない。

(貸与の決定)

第九条 知事は、前条に規定する申込みがあった場合は、予算の範囲内において、規則で定めるところにより特別奨学生の貸与の適否を決定し、その旨申込者に通知する。

(連帯保証人)

第十条 特別奨学生の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる要件に該当する連帯保証人二人を立てなければならない。

- 一 一定の職業を持ち、かつ、独立の生計を営んでいること。
- 二 この地域医療医師奨学生について、他に保証していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、知事が保証能力があると認めた場合は、その者を連帯保証人とすることができます。

3 連帯保証人が次の各号のいずれかに該当した場合は、規則で定めるところにより速やかに代わりの連帯保証人を立てなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- 一 死亡したとき。
- 二 第一項の要件に該当しなくなったとき。
- 三 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 四 その他連帯保証人として適当でなくなったと認められるとき。

(貸与の中止)

第十一條 知事は、特別奨学生の貸与を受けている者(以下「奨学生」という。)が次の各号のいずれかに該当した場合は、規則で定めるところにより特別奨学生の貸与を中止する。

- 一 死亡したとき。
- 二 退学したとき。
- 三 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- 四 特別奨学生の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 偽りの申込みその他の不正手段によって貸与を受けたとき。
- 六 同種の貸与金を他から借り受けたとき。
- 七 学業成績が著しく不良と認められるとき。
- 八 その他特別奨学生の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(貸与の休止)

第十二条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該各号に掲げる事由(以下「休学等の事由」という。)が発生した日の前日の属する月の翌月から休学等の事由が消滅した日の属する月の前月までの期間(以下「休学等の期間」という。)の分の特別奨学生の貸与を休止する。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

- 一 休学しているとき。
- 二 停学の処分を受けているとき。
- 三 留年(一の学年の課程を再度履修することをいう。)しているとき。

2 前項において、休学等の期間の分として既に貸与された特別奨学生があるときは、その特別奨学生は、当該休学等の事由が消滅した日の属する月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(返還及び返還方法)

第十三条 特別奨学生の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)は、貸与が終了したとき又は第十一条の規定により貸与が中止されたときは、当該終了し、又は中止された日の翌日から起算して一月以内に、貸与を受けた特別奨学生と第七条に規定する利子との合計額を返還するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、規則で定めるところにより返還することができる。

2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、承認を得なければならない。

(返還債務の履行猶予)

第十四条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる理由が継続する期間、特別奨学生の返還の債務(以下「返還債務」という。)の履行を猶予することができる。

- 一 指定勤務を行っているとき。
- 二 指定勤務の中止期間に該当するとき。
- 三 大学を卒業する日の属する年度に実施される国家試験に合格しなかった場合において、病院等で働く意思を有し、かつ、大学を卒業する日から起算して二年を経過する日の属する年度までの間に実施される国家試験に合格し、免許を取得しようとする意思を有しているとき。

(返還債務の当然免除)

第十五条 知事は、被貸与者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、返還債務を免除する。

- 一 指定期間、指定勤務を行ったとき。
- 二 指定勤務を行っている期間中に医師業務上の理由により死亡し、又は医師業務に起因する心身の故障のため医師業務を継続することができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

第十六条 前条の場合を除くほか、知事は、奨学生又は被貸与者が死亡又は心身の故障により特別奨学金を返還することができなくなったと認められるとき、その他必要と認めるときは、規則で定めるところにより返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利子)

第十七条 被貸与者は、特別奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、規則で定めるところにより、第十三条第一項に定める合計額に加え、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・六パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、被貸与者がやむを得ない理由により返還を遅滞したと認められるときは、規則で定めるところにより延滞利子の全部又は一部を免除することができる。

第三章 一般貸与奨学金

(定義)

第十八条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 大学 学校教育法第一条に規定する大学のうち同法第八十七条第二項に規定する医学を履修する課程を有するものであって都内に所在するもののうち、知事が別に定めるものをいう。

二 指定期間 第二十二条に規定する貸与期間(次条において準用する第十二条第一項本文に規定する休学等の期間を除く。)(年を単位とし、一年に満たない端数がある場合には、これを一年とする。)の三分の三に相当する期間に、臨床研修を受けた期間を加えた期間をいう。

三 病院等 知事が必要と認める地域や診療科等ごとに別に定める病院及び診療所をいう。

四 指定勤務 大学を卒業する日の属する年度から大学を卒業する日から起算して二年を経過する日の属する年度までの間に実施される国家試験に合格した後、速やかに免許を取得し、次号に掲げる期間を除き、直ちに、病院等において引き続き医師の業務に従事することをいう。

五 指定勤務の中止期間 やむを得ない理由があると認められる期間(通算して四年間を上限とする。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでない。)をいう。

(準用)

第十九条 前章(第三条から第六条までを除く。)の規定は、一般貸与奨学金(以下「一般奨学金」という。)について準用する。この場合において、これらの規定中「特別奨学金」とあるのは「一般奨学金」と、第九条中「前条」とあるのは「第十九条において準用する前条」と、第十二条第六号中「同種の貸与金」とあるのは「将来医師として勤務することが返還免除の要件となっている貸与金」と、第十三条第一項中「第十二条」とあるのは「第十九条において準用する第十二条」と、「第七条」とあるのは「第十九条において準用する第七条」と、第十六条中「前条」とあるのは「第十九条において準用する前条」と、第十七条第一項中「第十三条第一項」とあるのは「第十九条において準用する第十三条第一項」と読み替えるものとする。

(貸与の資格)

第二十条 一般奨学金の貸与を受けることができる者は、申請時において次に掲げる要件を備えていなければならない。

一 前章に規定する特別奨学金の貸与を受けたことがないこと。

二 大学の第五学年(第四学年の課程を修了した者に限る。)に在籍していること。

三 成績優秀にして、かつ、心身健全であること。

四 第一号に定めるものを除くほか、将来医師として勤務することが返還免除の要件となっている貸与金を他から借り受けないこと及び借り受ける予定がないこと。

五 指定期間以上の期間、指定勤務をしようとする意思を有すること。

(貸与金額)

第二十一条 一般奨学金の貸与額は、月額三十万円とする。ただし、第十九条において準用する第十二条第一項ただし書の規定の適用があるときその他必要があると認められるときは、知事は、一般奨学金の貸与額を減額することができる。

(貸与期間)

第二十二条 一般奨学金の貸与期間は、第十九条において準用する第九条に規定する貸与の決定があった日の属する年の四月一日から大学を卒業する日の属する月の末日までとする。

第四章 雜則

(委任)

第二十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年条例第三一号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都医師奨学金貸与条例の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則(令和三年条例第六十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

○ 東京都地域医療医師奨学金貸与条例施行規則 平成二十年規則第一六八号 ※様式は省略
(趣旨)

第一条 この規則は、東京都地域医療医師奨学金貸与条例(平成二十年東京都条例第八十七号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(期間等の算定方法)

第三条 条例第三条第三号及び条例第十八条第二号に規定する指定期間に一月に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

2 条例第三条第五号及び第十八条第四号に規定する指定勤務(以下「指定勤務」という。)が月の途中から開始されたときは当該指定勤務は当該開始された日の属する月の翌月の初日から開始されたものとみなし、月の途中で終了したときは当該指定勤務は当該終了した日の属する月の前月の末日に終了したものとみなす。

(利子等の計算)

第四条 条例第七条(条例第十九条において準用する場合を含む。以下同じ。)及び条例第十七条第一項(条例第十九条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に定める年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

2 条例第七条に規定する利子及び条例第十七条第一項に規定する延滞利子の額に百円未満の端数があるときは、その端数をそれぞれ切り捨てるものとする。

(貸与の申込み)

第五条 条例第八条の規定による特別奨学金の貸与の申込みは、特別貸与奨学金貸与申込書(別記第一号様式)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。この場合において、第二号に掲げる書類は、都内に住所を有していない者のみ添付するものとする。

一 住民票の写し

二 卒業証明書(卒業見込証明書を含む。)

三 誓約書(特別貸与奨学金用)(別記第一号様式の二)

2 条例第十九条において準用する条例第八条の規定による一般奨学金の貸与の申込みは、一般貸与奨学金貸与申込書(別記第二号様式)に知事が別に定める書類を添付して行うものとする。

(貸与の決定)

第六条 条例第九条の規定による特別奨学金の貸与の適否の決定は、条例第三条第一号に規定する大学における入学試験のほか、知事が別に定める方法によって行う。

2 条例第十九条において準用する条例第九条の規定による一般奨学金の貸与の適否の決定は、条例第十八条第一号に規定する大学からの推薦のほか、申込者の将来地域医療を担う医師の業務に従事する意思等を勘案して知事が別に定める方法によって行う。

3 条例第九条(条例第十九条において準用する場合を含む。)の規定による通知は、特別貸与奨学金貸与承認通知書(別記第三号様式)若しくは一般貸与奨学金貸与承認通知書(別記第三号様式の二)又は地域医療医師奨学金貸与不承認通知書(別記第四号様式)により行う。

(貸与契約)

第七条 地域医療医師奨学金(以下「奨学金」という。)の貸与についての契約は、知事が別に定める契約書により締結するものとする。

2 前項の規定により締結した契約の一部を変更する場合は、知事が別に定める方法により行うものとする。

3 知事は、奨学金の貸与が終了したとき又は条例第十一条(条例第十九条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により貸与を中止したときは、別に定める方法により、被貸与者(条例第十一条第一号の規定により貸与を中止した場合にあっては、法定代理人又は連帯保証人(以下「連帯保証人等」という。))に、当該貸与を受けた者が返還すべき額を通知する。

(連帯保証人)

第八条 条例第十条第一項又は第三項(条例第十九条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により連帯保証人を立てるときは、知事が別に定めるところにより行う。

(届出等)

第九条 奨学生又は被貸与者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第一号から第三号までに該当する場合にあっては地域医療医師奨学金貸与辞退届(別記第五号様式)に、第四号から第六号までに該当する場合にあっては地域医療医師奨学金貸与休止届(別記第六号様式)に、第七号に該当する場合にあっては知事が別に定める様式に、その事實を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。ただし、第三号に該当する場合は、当該事實を証する書類の添付を省略することができる。

一 大学を退学したとき。

二 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき。

三 奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。

四 大学を休学したとき。

五 大学において停学処分を受けたとき。

六 大学を留年したとき。

- 七 前各号に掲げる場合のほか、本人又は連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項として知事が別に定めるものに変更があったとき。
- 2 連帯保証人等は、奨学生又は被貸与者が死亡したときは、直ちに死亡届(別記第七号様式)にその事実を証する書類を添付して、知事に届け出なければならない。
- 3 奨学生のうち特別奨学金の貸与を受けている者(以下「特別奨学生」という。)は、特別奨学金の貸与期間中、毎年四月三十日までに、前学年における学業成績証明書を知事に提出しなければならない。ただし、入学した日の属する年は除く。
- 4 奨学生のうち一般奨学金の貸与を受けている者(以下「一般奨学生」という。)は、一般奨学金の貸与期間中、毎年知事が別に定める日までに、前学年における学業成績証明書を知事に提出しなければならない。ただし、条例第十九条において準用する条例第九条に規定する貸与の決定があった日の属する年は除く。

(貸与の中止等)

第十条 知事は、条例第十一條の規定により奨学金の貸与を中止したときは、地域医療医師奨学金貸与中止決定書(別記第八号様式)により奨学生(同条第一号の規定により貸与を中止した場合にあっては、連帯保証人等)に通知する。

2 知事は、条例第十二条第一項の規定により特別奨学金の貸与を休止したときは、特別貸与奨学金貸与休止決定書(別記第九号様式)により特別奨学生に通知する。

3 知事は、条例第十九条において準用する条例第十二条第一項の規定により一般奨学金の貸与を休止したときは、一般貸与奨学金貸与休止決定書(別記第九号様式の二)により一般奨学生に通知する。

(貸与再開の申請等)

第十一條 条例第十二条第一項(条例第十九条において準用する場合を含む。)の規定により奨学金の貸与を休止された者は、休学等の事由が消滅したときは、地域医療医師奨学金貸与再開申請書(別記第十号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請があったときは、審査の上、奨学金の貸与の再開の適否を決定し、特別貸与奨学金貸与再開承認通知書(別記第十一号様式)若しくは一般貸与奨学金貸与再開承認通知書(別記第十一号様式の二)又は地域医療医師奨学金貸与再開不承認通知書(別記第十二号様式)により、当該申請者に通知する。

(返還方法)

第十二条 条例第十三条第一項ただし書(条例第十九条において準用する場合を含む。)に規定する返還は、月賦又は半年賦の均等払方式により、貸与が終了した日、条例第十一條の規定により貸与が中止された日、条例第十四条(条例第十九条において準用する場合を含む。)に規定する返還債務の履行を猶予された期間が終了した日又は次条第五項の規定により返還債務の履行猶予を中止された日(以下「貸与等終了日」という。)の翌日から起算して特別奨学金にあっては六年以内に、一般奨学金にあっては二年以内に行うものとする。

2 条例第十三条第二項(条例第十九条において準用する場合を含む。)に規定する申請は、貸与等終了日の翌日から起算して一月以内に、地域医療医師奨学金返還方法承認申請書(別記第十三号様式)を知事に提出して行うものとする。

3 知事は、前項に規定する申請があったときは、審査の上、その適否を決定し、地域医療医師奨学金返還方法承認通知書(別記第十四号様式)又は地域医療医師奨学金返還方法不承認通知書(別記第十五号様式)により、当該申請者に通知する。

(返還債務の履行猶予の申請等)

第十三条 条例第十四条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者又は受けている理由を変更しようとする者は、当該理由が生じた日の翌日から起算して一月以内に、地域医療医師奨学金返還猶予(猶予理由変更)申請書(別記第十六号様式)にその理由となる事実を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請があったときは、審査の上、その適否を決定し、地域医療医師奨学金返還猶予(猶予理由変更)承認通知書(別記第十七号様式)又は地域医療医師奨学金返還猶予(猶予理由変更)不承認通知書(別記第十八号様式)により、当該申請者に通知する。

3 条例第十四条の規定により返還債務の履行を猶予されている者は、当該猶予期間中に指定勤務を行う病院等を変更したときは、当該変更をした日の翌日から起算して一月以内に、地域医療医師奨学金指定勤務先変更届(別記第十九号様式)にその理由となる事実を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

4 条例第十四条第一号の規定の適用を受けている者は、毎年四月一日から同月三十日までの間に、指定勤務を行っている病院等の就労証明書を知事に提出しなければならない。

5 条例第十四条の規定により返還債務の履行を猶予された者が同条各号に掲げる事由に該当しなくなったと認められるときは、知事は、同条に規定する返還債務の履行の猶予を中止し、地域医療医師奨学金返還猶予中止決定書(別記第二十号様式)により、当該返還債務の履行を猶予されている者に通知する。

(返還債務の免除の申請等)

第十四条 条例第十五条(条例第十九条において準用する場合を含む。)の規定による返還債務の当然免除又は条例第十六条(条例第十九条において準用する場合を含む。)の規定による返還債務の裁量免除を受けようとする者は、地域医療医師奨学金返還免除申請書(別記第二十一号様式)に当該事由に該当することを証する書類を添付して、当該事由が生じた日の翌日から起算して一月以内に知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請があったときは、審査の上、その適否を決定し、地域医療医師奨学金返還免除承認通知書(別記第二十二号様式)又は地域医療医師奨学金返還免除不承認通知書(別記第二十三号様式)により、当該申請者に通知する。

(延滞利子の免除の申請等)

第十五条 条例第十七条第二項(条例第十九条において準用する場合を含む。)の規定により延滞利子の全部又は一部の免除を受けようとする者は、地域医療医師奨学金延滞利子免除申請書(別記第二十四号様式)に当該事由に該当することを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請があったときは、審査の上、その適否を決定し、地域医療医師奨学金延滞利子免除承認通知書(別記第二十五号様式)又は地域医療医師奨学金延滞利子免除不承認通知書(別記第二十六号様式)により、当該申請者に通知する。

(委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、奨学金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年規則第二六号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の東京都医師奨学金貸与条例施行規則によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の東京都地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則(令和元年規則第三〇号)

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和三年第二百六十四号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

○ 東京都地域医療医師奨学金貸与要綱

※様式は省略 決定 平成20年11月12日20福保医人第1413号

最終改正 令和4年3月28日3福保医人第2861号

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都地域医療医師奨学金貸与条例(平成20年東京都条例第87号。以下「条例」という。)及び東京都地域医療医師奨学金貸与条例施行規則(平成20年東京都規則第168号。以下「規則」という。)を運用するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(大学)

第3条 条例第3条第1号に規定する大学は、次に掲げるとおりとする。

- 一 学校法人順天堂順天堂大学(東京都文京区本郷二丁目1番1号)
- 二 学校法人杏林学園杏林大学(東京都三鷹市新川六丁目20番2号)
- 三 学校法人慈恵大学東京慈恵会医科大学(東京都港区西新橋三丁目25番8号)
- 四 学校法人日本医科大学日本医科大学(東京都文京区千駄木一丁目1番5号)

2 条例第18条第1号に規定する大学は、別表のとおりとする。

(特別奨学金の病院等)

第4条 条例第3条第4号に規定する病院等は、次の各号に掲げる知事が必要と認める地域や診療科等(以下「医療分野」という。)ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りではない。

- 一 医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。)都内に所在する当該被貸与者が卒業した大学附属の病院(当該病院と協同して臨床研修を行う協力型臨床研修病院又は研修協力施設においては、都内に所在するものに限る)。ただし、以下のイ及びロに掲げる要件をすべて満たす場合には、前条第1項に規定する大学のうち当該被貸与者が卒業した大学以外の都内附属病院(当該被貸与者が入学した年度において特別奨学金による入学者がいる大学に限る。以下「出身大学以外の大学附属病院」という。)又は都内の医師少数区域に所在する病院(医育機関附属の病院を除く。以下「医師少数区域の病院」という)を含めるものとする。

イ 医師臨床研修マッチング協議会が実施する医師臨床研修マッチングにおいて、出身大学以外の大学附属病院又は医師少数区域の病院を出身大学附属病院の下位に登録をしたとき

ロ 出身大学附属病院との医師臨床研修マッチングが不成立になったとき

- 二 小児医療 都内に所在する小児医療を担う病院。ただし、指定期間のうち2分の1以上の期間は、「休日・全夜間診療事業実施要綱」(平成11年3月19日付10衛医救第1029号)に基づく休日及び年末年始の昼間及び毎日

の夜間における小児科の救急患者に対して、常時、小児科医師が診療に対応する小児二次救急医療機関（以下「小児二次救急医療機関」という。）又は「東京都こども救命センターの設置及び運営に関する要綱」（平成22年8月19日付22福保医救第459号）に基づくこども救命センター（以下「こども救命センター」という。）

三 周産期医療 都内に所在する周産期医療を担う病院。ただし、指定期間のうち2分の1以上の期間は、「東京都周産期母子医療センター設置・運営要綱」（平成9年9月25日付9衛健母第823号）に基づく周産期母子医療センター（以下「周産期母子医療センター」という。）、「休日・全夜間診療事業実施要綱」に基づく休日及び年末年始の昼間及び毎日の夜間における産科の救急患者に対して、常時、産科医師が診療に対応するとともに、産科医師、小児科医師及び麻酔科医師の当直又はオンコール体制を確保する周産期連携病院（以下「周産期連携病院」という。）又は「多摩新生児連携病院事業実施要綱」（平成22年8月12日付22福保医救第391号）に基づく多摩新生児連携病院（以下「多摩新生児連携病院」という。）

四 救急医療 都内に所在する救急医療を担う病院。ただし、指定期間のうち2分の1以上の期間は、「東京都救命救急センター設置運営要綱」（昭和51年12月7日付51衛医対第839号）に基づく救命救急センター（以下「救命救急センター」という。）又は独立した救急部門を持つ病院。

五 へき地医療 都内に所在する病院。ただし、指定期間のうち2分の1以上の期間は、伊豆諸島、小笠原諸島、奥多摩町、檜原村に所在する町村立病院又は診療所。

（一般奨学金の病院等）

第5条 条例第18条第3号に規定する病院等は、次の各号に掲げる医療分野ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りではない。

一 臨床研修 都内に所在する当該被貸与者が卒業した大学附属の病院

二 小児医療 小児二次救急医療機関又はこども救命センター

三 周産期医療 周産期母子医療センター、周産期連携病院又は多摩新生児連携病院

四 救急医療 救命救急センター又は都内に所在する独立した救急部門を持つ病院

五 へき地医療 伊豆諸島、小笠原諸島、奥多摩町、檜原村に所在する町村立病院又は診療所

（従事する医師の業務）

第6条 条例第3条第5号及び条例第18条第4号に規定する指定勤務（以下単に「指定勤務」という。）における従事する医師の業務は、第4条第1号から第4号まで及び同条第5号ただし書き並びに前条各号に定める病院等にあっては、当該各号に掲げる医療分野に係るものとする。ただし、第4条については次の各号に定める特例によることができる。

一 第4条第4号に規定する救急医療従事の特例

臨床研修後、3年以上、第4条第4号に規定する救急医療の医療分野に従事し、かつ、一般社団法人日本専門医機構（以下単に「専門医機構」という。）が定める整備指針に基づき日本救急医学会が定める整備基準に沿った救急科領域の基本領域専門研修（以下単に「専門研修」という。）を修了した場合は、救急医として研鑽を積むために、同条第2号から第5号までに規定する医療分野以外で医師の業務に従事する期間を、2年まで救急医療の医療分野に従事する期間とみなす。

二 第4条第5号に規定するへき地医療従事の特例

多摩地域に所在する病院（医育機関附属の病院を除く）で医師の業務に従事する期間を、1年6月以内までは、第4条第5号ただし書きに規定する病院等に従事する期間とみなす。

三 公衆衛生・法医学従事の特例

臨床研修後、5年以上、第4条第2号から第5号までに規定する医療分野に従事した場合は、公衆衛生・法医学従事として、東京都、特別区、八王子市及び町田市の保健所等の公衆衛生部署又は東京都監察医務院で当該部署の医師の業務に従事する期間を、第4条第2号から第5号までの各号ただし書きに規定する病院等に従事する期間とみなす。

2 専門医機構が定める整備指針に基づく専門研修については、指定期間、指定勤務を行うまでの間に基本領域専門医（以下単に「専門医」という。）の認定を受ける場合は、各基本領域学会が定める整備基準に沿って第4条第2号から第4号まで及び第5条第2号から第4号までに規定する病院等で専門研修を行う範囲において、次の各号に掲げる医療分野ごとに、それぞれ次に定める専門医の専門研修のみ、当該医療分野の医師の業務とみなす。

一 小児医療 小児科専門医

二 周産期医療 産婦人科専門医

三 救急医療 救急科専門医

（修学費）

第7条 条例第5条第1号に規定する修学費のうち、第3条第1号に規定する大学においては、次に掲げる費用ごとに、それぞれ次に定める額とする。

一 入学金 200万円

二 授業料 第1学年は年額70万円、第2学年以降は年額200万円

三 施設設備費 第1学年は年額20万円、第2学年以降は年額86万円

四 教育充実費 第2学年以降は年額72万円

2 条例第5条第1号に規定する修学費のうち、第3条第2号に規定する大学においては、次に掲げる費用ごとに、それぞれ次に定める額とする。

一 入学金 150万円

二 授業料 年額300万円

三 実験・実習費 年額100万円

- 四 施設・設備費 第1学年は年額400万円、第2学年以降は年額150万円
- 3 条例第5条第1号に規定する修学費のうち、第3条第3号に規定する大学においては、次に掲げる費用ごとに、それぞれ次に定める額とする。
- 一 入学金 100万円
 - 二 授業料 年額250万円
 - 三 施設拡充費 年額130万円（ただし、第2学年以降に限る。）
- 4 条例第5条第1号に規定する修学費のうち、第3条第4号に規定する大学においては、次に掲げる費用ごとに、それぞれ次に定める額とする。
- 一 入学金 100万円
 - 二 授業料 年額250万円
 - 三 施設整備費 年額100万円
- (貸与方法)
- 第8条 修学費の貸与は、知事が、奨学生に代わり条例第3条第1号に規定する大学に支払うことにより行う。
- 2 前項の規定による支払は、当該奨学生から提出された委任状（別記第1号様式）に基づき、行うものとする。
 - 3 第1項の規定による支払があったときは、奨学生に対し修学費の貸与があつたものとみなす。
 - 4 条例第5条第2号に規定する生活費は、年12か月分を4回に分けて貸与する。
 - 5 条例第21条に規定する一般奨学金は、年12か月分を2回に分けて貸与する。
- (貸与の申込み)
- 第9条 規則第5条第2項に規定する知事が別に定める書類とは、次に掲げるものとする。
- 一 誓約書（一般貸与奨学金用）（別記第2号様式）
 - 二 推薦書（別記第3号様式）
 - 三 所信書
- (貸与の決定方法)
- 第10条 規則第6条第1項に規定する貸与の適否の決定において知事が別に定める方法とは、次のとおりとする。
- 1 規則第5条第1項の規定により提出された書類の審査
 - 2 条例第3条第1号に規定する大学における入学試験において、奨学金の貸与の適否の決定に係る面接の実施
- 2 規則第6条第2項に規定する申込者の将来地域医療を担う医師の業務に従事する意思等については、次に掲げるものにより確認する。
- 1 前条各号に掲げる書類
 - 2 都が実施する面接
- 3 規則第6条第2項に規定する貸与の適否の決定において知事が別に定める方法とは、次条に規定する東京都地域医療医師奨学金貸与選考委員会（以下「選考委員会」という。）における審査によるものとする。
- (選考委員会)
- 第11条 奨学金の貸与に関し次の事項を審査するため、選考委員会を設置する。
- 一 一般奨学金の被貸与者の選考に関すること
 - 二 その他奨学金の貸与に関すること
- (契約)
- 第12条 規則第7条第1項に規定する契約書は、次のとおりとする。
- 一 特別奨学金のうち、第3条第1号に規定する大学においては、東京都地域医療医師奨学金（特別貸与奨学金）貸与契約書（別記第4号様式）
 - 二 特別奨学金のうち、第3条第2号に規定する大学においては、東京都地域医療医師奨学金（特別貸与奨学金）貸与契約書（別記第4号様式の2）
 - 三 特別奨学金のうち、第3条第3号に規定する大学においては、東京都地域医療医師奨学金（特別貸与奨学金）貸与契約書（別記第4号様式の3）
 - 四 特別奨学金のうち、第3条第4号に規定する大学においては、東京都地域医療医師奨学金（特別貸与奨学金）貸与契約書（別記第4号様式の4）
 - 五 一般奨学金においては、東京都地域医療医師奨学金（一般貸与奨学金）貸与契約書（別記第5号様式）
- (変更契約)
- 第13条 規則第7条第2項の規定により契約の一部を変更する場合は、次に掲げる変更契約書により変更契約を締結するものとする。
- 一 特別奨学金においては、東京都地域医療医師奨学金（特別貸与奨学金）変更契約書（別記第6号様式）
 - 二 一般奨学金においては、東京都地域医療医師奨学金（一般貸与奨学金）変更契約書（別記第7号様式）
- (返還額確定)
- 第14条 規則第7条第3項の規定により返還すべき額を通知するときは、返還額確定通知書（別記第8号様式）により行う。
- (指定勤務の中断期間)
- 第15条 条例第3条第6号に規定する指定勤務の中断期間において、知事が必要と認めるときは、出産、育児又は介護に起因し、従事する病院等から休業の承認を受けた場合及び災害又は疾病に起因し、一時的に医師の業務に従事できない事實を書面で証明した場合において、4年を超えてなお中断期間とすべきときとする。

- 2 条例第18条第5号に規定する指定勤務の中断期間において、知事が必要と認めるときは、前項と同様とする。
- 3 前2項に定める事由による中断期間と他の事由による中断期間とを合算して4年を超える場合は、それぞれの承認を受けた時期の前後を問わず、前2項に定める事由による中断期間を、4年を超える期間として扱う。
- 4 条例第3条第6条に規定する診療上の能力開発に資する理由は、被貸与者が提出する理由書及び従事する病院等の推薦書により、その有無を確認する。

(連帯保証人)

第16条 規則第8条の規定により連帯保証人を立てるときは、第12条第1号から第4号までに規定する契約書又は第13条第1号若しくは同条第2号に規定する変更契約書に当該連帯保証人が連署し、当該連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得を証する書類を添付するものとする。

(届出)

第17条 規則第9条第1項に規定する知事が別に定める様式は、届出書（別記第9号様式）のとおりとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、奨学金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の東京都医師奨学金貸与要綱によりなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の東京都地域医療医師奨学金貸与要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東京都医師奨学金貸与要綱別記第1号様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附則

この要綱は、平成21年11月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年9月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

(修学費の経過措置)

- 2 この要綱による改正後の東京都地域医療医師奨学金貸与要綱第7条第1項の規定中教育充実費に係る部分は、平成24年度以降に入学する者の教育充実費について適用し、平成24年3月31日現在において在学し、同年4月1日以降引き続き在学する者の教育充実費については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東京都地域医療医師奨学金貸与要綱の様式（この要綱により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の東京都地域医療医師奨学金貸与要綱第6条第2項の規定は、令和5年4月1日以降に初めて専門研修を開始する者について適用する。

別表（第3条関係）省略

東京都保健医療局医療政策部医療人材課人材計画担当
電話 03(5320)4552
FAX 03(5388)1436
住所 163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第一本庁舎28階南側



古紙配合率70%再生紙を使用しています。
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

登録番号 (7) 41